

第 号
令和 年 月 日

税務署長

必要行為継続期間延長通知書（構造改革特別区域法用）

令和 年 月 日付で申請のあった必要行為継続期間の延長（構造改革特別区域法用）については、構造改革特別区域法第 27 条第 9 項の規定により、令和 年 月 日付第 号で通知した必要行為の継続指定期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までに改めます。

記

--